

横須賀市廃棄物減量等推進審議会（第72回）議事概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、横須賀市廃棄物減量等推進審議会（第72回）は、下記のとおり書面にて開催し、横須賀市廃棄物減量等推進審議会規則第5条の規定に基づき、委員から意見等を聴取しました。

また、資料1の「横須賀市廃棄物減量等推進審議会の書面会議の実施方法（案）」について、出席委員全員の賛成の表決をもって決議されたものとみなします。

記

1 開催方法

委員へ会議資料を送付し、書面により意見等を聴取した。

（1）資料送付日 令和3年1月28日（木）

（2）意見等聴取期間 令和3年1月28日（木）～令和3年2月15日（月）

2 出席者（返信があった委員）12人

青委員、上田委員、織田委員、北村委員、佐藤(明)委員、佐藤(幸)委員、鈴木委員、関矢委員、中島委員、藤田委員、米村委員、渡辺委員

（國分委員については、令和2年12月28日（月）をもって辞職）

3 会議成立要件

委員12人のうち12人が出席のため、横須賀市廃棄物減量等推進審議会規則第5条の規定に基づく会議開催の成立要件（委員の半数以上の出席）を満たし、会議は成立した。

4 議事内容

（1）横須賀市廃棄物減量等推進審議会の書面会議の実施方法（案）について

表決の結果：出席委員全員が「賛成」（賛成12票、反対0票）

（2）廃棄物減量等推進審議会（第71回）の意見等への対応について

（3）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

5 提出された意見等及び意見等に対する事務局の回答

別紙のとおり

提出された意見等及び事務局の回答

1. 青委員

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

プラスチックごみの焼却とリサイクルについて、市民の意識や関心がコロナ禍において高まっているので、横須賀市の方針（ビジョン）をもう少し分かりやすく記述・記載したほうが良いと思います。

(2) 審議会の書面会議の実施方法（案）について

オンライン等での審議があれば良かったと思います。

【事務局の回答】

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

プラスチックごみに関しては、廃プラスチックの分別変更を行ったばかりであり、国などの動向を見ながら方向性を模索している段階です。

市としての方向性が固まりましたら、いただいた意見を参考に分かりやすく表現したいと思います。

(2) 審議会の書面会議の実施方法（案）について

今後のオンラインでの実施につきましては、委員の皆様の意見をお伺いした上で、検討してまいります。

2. 織田委員

(1) 審議会（第71回）での意見について

商店街で発生したごみには、不法に捨てられたものや分別されていなくて固結びされたもの（中身が分からず危険を感じる時もある）などがあります。第71回審議会の際に、資源循環推進課へ連絡すれば回収に来ていただけるというお話がありましたが、ごみステーションに置いておくことは出来ないでしょうか。また、不法に捨てられたものというのがわかるためのステッカーなどがあれば助かります。

【事務局の回答】

(1) 審議会（第71回）での意見について

ごみ集積所は曜日ごとに排出されるごみの種類が違いますので、分別されていないごみなどを出されてしまうと収集職員がルール違反ごみと判断してしまうため、ごみ集積所への排出はご遠慮いただきたいと思います。

商店街で清掃していただいたごみは専用のごみ袋をお渡しし商店街清掃ごみとして、週1回程度、定期的な収集も行っておりますので資源循環推進課へご相談いただければと思います。

3. 佐藤（明）委員

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 38 ページの「（1）横須賀市災害廃棄物等処理計画の策定」について、三浦市の災害の想定を反映されているか。

(2) 大規模災害時の対応について

素案 38 ページのコラムにおいて、災害廃棄物は一般廃棄物として区別するため、もしも大規模災害が発生し被害が三浦半島全域に及んだ時、まず直近の三浦市・葉山町、近隣の逗子市及び鎌倉市と自助・共助・公助が、災害復旧のために不可欠となります。

三浦市が令和元年 9 月 2 日付けで神奈川県産業資源循環協会と災害協定の締結をし、更に令和 2 年 4 月 1 日付けで、三浦市一般廃棄物協同組合とも協定を調印しました。

この証左は大規模災害を想定した結果であり、既に貴市も平成 23 年 8 月 25 日に私達 4 組合と災害協定を結んでいるところです。

この取り組みの目的は、災害後の被害を可及的速やかに除去復旧する措置に他なりません。私達の 4 組合が貴市と締結した災害協定書内容と、三浦市が実施する協定の目的とする場面とは、同一機能と認識しています。

横須賀市と三浦市は広域化による処理を実施していますので、大規模災害発生時に、横須賀市は三浦市についてもこの廃棄物を同軸・並行展開しなければなりません。

そして、公助・人道上の観点からも対岸の火事と言わずに広域（逗子・葉山町・鎌倉市）にも懸け橋を第 2 義的に用意する姿勢を示されたい。

【事務局の回答】

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

横須賀市災害廃棄物等処理計画では、三浦市での被害は対象としていませんが、相互に援助協定を結んでいる旨を記載しています。

(2) 大規模災害時の対応について

災害廃棄物処理についても広域化は考慮しなくてはならないと考えますので、次期災害廃棄物等処理計画の改定時に参考とさせていただきます。

なお、逗子市、葉山町、鎌倉市、三浦市とは災害廃棄物処理について相互援助の協定を結んでいます。

4. 佐藤（幸）委員

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

40 ページの仮置場の運営について、本文に「その結果、災害からの復旧復興につながります。」とありますが、「一日も早い復旧復興」と強調してはどうでしょうか。適切な言葉があればご検討ください。

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

45 ページの「(3) 廃棄物処理の留意点、対策について」の標題について、この標題では説明と範囲の指定が難しいと思いますので、例えば「廃棄物の排出・収集・処理の各段階における留意点、対策」というのはいかがでしょうか。原案でも意味は通じると思いますが、ご検討いただければと思います。

【事務局の回答】

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

「災害から一日も早い復旧復興につながります。」と修正いたします。

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

いただいた意見のとおり修正いたします。

5. 関矢委員

(1) プラスチック資源循環促進法（案）について

環境大臣が家庭から出るプラスチックについても容器包装だけではなく、様々なプラスチック類（文房具や歯ブラシ）などプラスチック製品も一括で回収する制度を導入し、2022 年度の施行を目指しています。

- ① この法案が施行されれば、横須賀市としてどのように対応するか。
- ② プラスチック類の再生や資源化は様々な設備や化石燃料を多く使用しなければならず、資源化については難しいとの考えもあります。減量化するより焼却し熱源や発電を行い、サーマルリサイクルとして積極的に使用するほうが、トータル的にCO₂の削減や温暖化防止に有効だと思います。

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

2 ページの「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他の計画との関係」の図解の中に生活排水処理基本計画も含まれていますが、15 ページの(3) 処理・処分では「再資源化施設のリサイクルプラザでは2重袋による排出や汚れの落ち切れていない容器包装プラスチック、異物の混入がリサイクルシステムに大きな影響を与えており、引き取り先による品質評価も厳しい状況にあります。施設の長寿命化も含め、分別の変更等を検討し品質を向上させていくことが必要です。」と記載されています。また、28 ページの市民の役割の④では、「汚れた容器包装プラスチックは軽くすすぎ、特に2重袋では出さない。」と記載されています。

そのことが基本計画の「生活排水処理基本計画」処理水に負荷を掛けるのではないかと思います。負担をかけない考え方として、汚れているプラスチックは燃せるごみとして、収集し焼却処分するほうが良いと思います。

(3) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

12 ページ（3）の積替保管施設で「事業系剪定枝のうち、市内の民間資源化処理施設へ持ち込みできない草などを受け入れ、たい肥化等を行う資源化処理施設へ搬出しています。」とありますが、「持ち込みできない草」とはどのようなものですか。

【事務局の回答】

(1) プラスチック資源循環促進法（案）について

① プラスチック製品の分別変更を行ったばかりである点や現在、容器包装プラスチックの処理を行うリサイクルプラザの老朽化や運営を含め様々な観点から検討が必要だと思えます。

国、県の動向を注視し、適切な情報収集を行い、対応を検討してまいります。

② 容器包装リサイクル法では事業者はリサイクルの義務を負うことを定められています。（規模要件あり）

法律上でリサイクルが定められている点と、計画でうたう循環型都市の推進という考えから全てをサーマルリサイクルに転換するのは受け入れられないと考えます。

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

汚れた容器包装プラスチックについては、軽くすすぐ方法のほか、新聞紙等の古紙や古布で拭き取る方法も考慮しています。

そのため、28 ページ「（1）市民の役割」の④の項目に、すすぐことに加えて、拭き取ることを明記します。

しかしながら、どうしても汚れが落ちない容器包装プラスチックについてはリサイクルができないため、リサイクルプラザでは異物として取り除いています。年々、量が増えており、作業の負担となっているので、今後、検討していきます。

また、「生活排水処理基本計画」では、一般的な家庭で生じる生活排水処理を対象としており、汚れた食器や調理器具のすすぎなども考慮していることから、拭き取ることを加えることにより、全体に与える影響は大きくないものと考えます。

(3) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

事業系剪定枝に多少の草や葉が混入していても市内の民間資源化処理施設で受け入れが可能ですが、草や葉のみでは受け入れができません。

持ち込みできない草とは、草のみのこととなります。

6. 中島委員

(1) 審議会（第 71 回）の意見等への対応について

資料 2 廃棄物減量等推進審議会（第 71 回）の意見等への対応 No. 1 について、制度が取り入れられた経緯ではなく、社会福祉法に基づく施設の数を教えてください。また、これらの施設から排出される事業系ごみは許可業者に委ねるべきではないでしょうか。

燃せるごみは良いとしても、プラスチック、缶等は産業廃棄物に該当するのではないのでしょうか。

【事務局の回答】

(1) 審議会（第71回）の意見等への対応について

現在351か所の施設のごみを収集しています。

また、社会福祉法第6条の規定では、「国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、（中略）必要な各般の措置を講じなければならない」とあり、この事業の公共性、社会的貢献性を考慮し市で収集していると考えられます。

そのため許可業者に委ねることは難しいと考えています。

7. 米村委員

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

廃棄物の減量・資源化には、市民の協力が不可欠です。そのための啓発活動は重要ですが、上位下達型の一方通行な情報伝達ではあまり効果がありません。たとえ「お願い」調の言葉遣いであったとしても、一方通行型ではあまり効果がないことは、新型コロナウイルス感染症でも実感していることと思います。

罰則などの強制力を伴う周知徹底は、現行の廃棄物処理法でも悪質な違反ではない限り、一般市民に対する強制力にすることは社会的反発を招くでしょう。今の状況ではワークショップのような直接参加型の学習は困難ですが、ごみに関する様々な問題について広く提案を募集して、良いものは採択し公表するなどの双方向型のコミュニケーションの工夫をすることが望ましいと思います。

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

また、災害時のBCP（事業継続計画）も大変重要だと思います。現在は新型コロナウイルス感染症の影響で実施は難しいですが、こちらもワークショップのテーマとして有効であると考えます。

【事務局の回答】

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

啓発の一環として、計画の進行管理の一手として導入を検討してまいります。

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画素案について

ワークショップを実施する際の参考とさせていただきます。

8. 渡辺委員

(1) パブリック・コメント手続きについて

資料5のパブリック・コメント手続について、文中に「事前に内容を公表して」とあ

りますが、どのような形で市民の方たちへ発信する予定ですか。

可能であれば多くの市民の方に確認、意見等を出してもらえよう、様々な方法・チャンネルを活用して発信してほしいと考えます。

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のダイジェスト版の作成について

まだ先の話になりますが、基本計画完成後、本計画書の他に要点をまとめたダイジェスト（簡易）版のような資料を作成し、配布するのはどうでしょうか。市民向けに分かりやすくすることで、ごみ処理に関する横須賀市の取り組みや施策等が多くの方に伝わり、「自分ごと」と捉え、意識が高まるのではないのでしょうか。

【事務局の回答】

(1) パブリック・コメント手続きについて

パブリック・コメントについては、全庁的に統一した発信方法があります。

広報よこすか、市ホームページでの情報発信に加え、市役所の情報コーナー、各行政センターでの配架を行います。

また、市議会へも情報提供を行います。

(2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のダイジェスト版の作成について

いただいたご意見を参考に、ダイジェスト版の作成を検討してまいります。